

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3464635

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	SOFTBANK MOBILE CORP.	07/06/2015
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	SOFTBANK CORP.	
Street Address:	1-9-1 HIGASHI-SHIMBASHI	
City:	MINATO-KU, TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
PROPERTY NUMBERS Total: 2		
	Property Type	Number
	Application Number:	14404828
	Application Number:	14411890
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(626)577-8800	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	626-795-9900	
Email:	pto@cph.com	
Correspondent Name:	CHRISTIE, PARKER & HALE, LLP	
Address Line 1:	P.O. BOX 29001	
Address Line 4:	GLENDALE, CALIFORNIA 91209-9001	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	76164/76297/A400 RRT	
NAME OF SUBMITTER:	CHRISTINA L. MALINOSKY	
SIGNATURE:	/Christina L. Malinosky/	
DATE SIGNED:	07/31/2015	
Total Attachments: 30		
source=ChangeName#page1.tif		
source=ChangeName#page2.tif		
source=ChangeName#page3.tif		
source=ChangeName#page4.tif		
source=ChangeName#page5.tif		
source=ChangeName#page6.tif		

source=ChangeName#page7.tif
source=ChangeName#page8.tif
source=ChangeName#page9.tif
source=ChangeName#page10.tif
source=ChangeName#page11.tif
source=ChangeName#page12.tif
source=ChangeName#page13.tif
source=ChangeName#page14.tif
source=ChangeName#page15.tif
source=ChangeName#page16.tif
source=ChangeName#page17.tif
source=ChangeName#page18.tif
source=ChangeName#page19.tif
source=ChangeName#page20.tif
source=ChangeName#page21.tif
source=ChangeName#page22.tif
source=ChangeName#page23.tif
source=ChangeName#page24.tif
source=ChangeName#page25.tif
source=ChangeName#page26.tif
source=ChangeName#page27.tif
source=ChangeName#page28.tif
source=ChangeName#page29.tif
source=ChangeName#page30.tif

D E C L A R A T I O N

I, Hiroyuki Shigeno, c/o Seiwa Patent & Law, Toranomom 37 Mori Bldg., 5-1,
Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, hereby verify that I am the translator of
the attached partial translation of Certificate of the complete Registered Records showing
the change of name of SoftBank Corp. and that I believe the attached translation is a true
and accurate translation of the same.

This 30th day of July 2015,

A handwritten signature in cursive script, reading "Hiroyuki Shigeno", is written over a horizontal line.

Hiroyuki Shigeno

Certificate of the complete Registered Records

(Page1)

1-9-1 Higashi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan

SoftBank Corp.

Company Code: 0104-01-052465

Trade Name	<u>SoftBank Mobile Corp.</u>	Changed on October 1, 2006
		Registered on October 2, 2006
	SoftBank Corp.	Changed on July 1, 2015
		Registered on July 1, 2015
Head Office	<u>2-5-1 Atago, Minato-ku, Tokyo, Japan</u>	
	1-9-1 Higashi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan	Moved on May 1, 2006
		Registered on May 2, 2006
Date of incorporation	December 9, 1986	

(Page 28)

This is an instrument certifying the entire records that have been registered in the registry and remain active.

July 6, 2015

Tokyo Legal Affairs Bureau Minato Branch

Registrar

Satoshi Kato

(Seal)

*The underlined portion shows the deletion from the presently registered records.

履歴事項全部証明書

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

商号	ソフトバンクモバイル株式会社	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 2日登記
	ソフトバンク株式会社	平成27年 7月 1日変更
		平成27年 7月 1日登記
本店	東京都港区愛宕二丁目5番1号	
	東京都港区東新橋一丁目9番1号	平成18年 5月 1日移転
		平成18年 5月 2日登記
公告をする方法	日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月29日変更
		平成18年 7月12日登記
	日刊工業新聞に掲載する方法により行う。	平成24年 6月26日変更
		平成24年 7月10日登記
会社成立の年月日	昭和61年12月9日	
目的	(1) 移動体通信事業 (2) 移動体通信市場に関する調査研究及びその受託 (3) 移動体通信技術に関する調査研究及びその受託 (4) 電気通信に関するソフトウェアの制作及び販売 (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事及びその請負 (6) 電気通信設備の保守業務の受託 (7) 移動体通信にかかる電気通信用品及びシステムの保守及び販売 (8) 電気通信に係る設備の賃貸 (9) 通信機器の販売 (10) 前各号に関するコンサルティング業務 (11) 電気通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業 (12) 損害保険代理店業 (13) 金融業 (14) 信用購入あっせん業 (15) 古物の売買業 (16) 前記各号の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業を行うこと。 (17) 前各号に附帯又は関連する一切の業務	
	平成23年 6月28日変更	平成23年 7月 4日登記

- (1) 移動体通信事業
 - (2) 移動体通信市場に関する調査研究及びその受託
 - (3) 移動体通信技術に関する調査研究及びその受託
 - (4) 電気通信に関するソフトウェアの制作及び販売
 - (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事及びその請負
 - (6) 電気通信設備の保守業務の受託
 - (7) 移動体通信にかかる電気通信用品及びシステムの保守及び販売
 - (8) 電気通信に係る設備の賃貸
 - (9) 通信機器の販売
 - (10) 前各号に関するコンサルティング業務
 - (11) 電気通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業
 - (12) 損害保険代理店業
 - (13) 金融業
 - (14) 信用購入あっせん業
 - (15) 古物の売買業
 - (16) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営、電気の供給および販売ならびに自然エネルギー等による発電装置の販売および賃貸等に関する業務
 - (17) 前記各号の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業を行うこと。
 - (18) 前各号に附帯又は関連する一切の業務
- 平成24年11月27日変更 平成24年12月 5日登記

- (1) 移動体通信事業
 - (2) 移動体通信市場に関する調査研究及びその受託
 - (3) 移動体通信技術に関する調査研究及びその受託
 - (4) 電気通信に関するソフトウェアの制作及び販売
 - (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事及びその請負
 - (6) 電気通信設備の保守業務の受託
 - (7) 移動体通信にかかる電気通信用品及びシステムの保守及び販売
 - (8) 電気通信に係る設備の賃貸
 - (9) 通信機器の販売
 - (10) 前各号に関するコンサルティング業務
 - (11) 電気通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業
 - (12) 損害保険代理店業
 - (13) 金融業
 - (14) 信用購入あっせん業
 - (15) 古物の売買業
 - (16) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営、電気の供給および販売ならびに自然エネルギー等による発電装置の販売および賃貸等に関する業務
 - (17) 通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器、ソフトウェアおよびシステムの開発、製造、販売、管理、賃貸に関する事業
 - (18) 前記各号の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業を行うこと。
 - (19) 前各号に附帯又は関連する一切の業務
- 平成26年 8月26日変更 平成26年 9月 3日登記

- (1) 電気通信事業
- (2) 電気通信市場及び技術に関する市場調査、情報収集及び調査研究並びにその受託
- (3) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事及びその請負
- (4) 電気通信設備の保守業務の受託
- (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の開発、保守、販売及び賃貸
- (6) 通信機器、電気機器、コンピューター及びそれらの関連・周辺機器、ソフトウェア並びにシステムの開発、設計、製作、製造、販売、管理、リース、賃貸、保守及びその受託並びに輸出入業務
- (7) 有線テレビジョン放送事業及び有線ラジオ放送事業
- (8) 有線テレビジョン放送施設及びこれに附帯する設備の工事の請負、関連機器の開発、保守、販売並びに賃貸
- (9) 建築の設計、工事監理に関する事業
- (10) インターネットを利用したネットワーク構築に関する調査及び企画
- (11) インターネット接続業
- (12) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
- (13) インターネット、コンピュータネットワークを利用した通信販売業務、商取引及び決済処理並びにその受託及び代行
- (14) コンピュータ・システムの操作、技術・事務処理の受託
- (15) コンピュータグラフィックスの企画、制作、販売及びその代行
- (16) インターネットを利用する情報通信システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用業務並びにその受託
- (17) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (18) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (19) 通信システムによる情報の収集、処理及び販売
- (20) 広告代理その他広告に関する事業
- (21) 広告宣伝及びセールスプロモーションの企画・立案並びにその受託
- (22) 各種イベントの企画、製作及び運営
- (23) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (24) 金融業
- (25) 両替業
- (26) 有価証券の取得、保有、運用及び売却
- (27) 有価証券の売買等の媒介、取次及び代理
- (28) 投資顧問業
- (29) 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与とその斡旋並びに仲介
- (30) 外国為替取引取次サービス
- (31) 投資事業組合財産の運用及び管理
- (32) 投資事業組合財産持分の募集及び販売並びにその取り扱い
- (33) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計・経理に関する事務の請負
- (34) 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する斡旋並びに仲介
- (35) 著作権、著作権隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他知的財産権の取得、賃貸、使用許諾及びその管理運用
- (36) 医療機器の販売及び賃貸
- (37) 放送法に基づく委託放送事業
- (38) 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作及び販売
- (39) 陸上及び海上運送業務並びにその代理業務
- (40) 物流センターの管理及び運営並びに物流情報の収集処理業務
- (41) 不動産の売買及び仲介並びに不動産の管理

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	(42) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業 (43) 各種料金の請求取納代理業 (44) 各種割引クーポンの精算事務処理の代行業務 (45) 経営指導及びコンサルティング事業 (46) 割賦販売業及び信用購入あっせん業 (47) 古物の売買及びその仲介に関する事業 (48) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営、電気の調達、供給及び販売並びに自然エネルギー等による発電装置の販売及び賃貸借等に関する業務 (49) 前各号に関する各種サービスの提供及び研修 (50) 前各号に附帯又は関連する一切の業務 平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記
発行可能株式総数	1278万株
	1144万4229株 平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 542万7893株 各種の株式の数 普通株式 409万2122株 第一種優先株式 133万5771株 平成18年12月22日変更 平成18年12月28日登記
	発行済株式の総数 577万9200株 各種の株式の数 普通株式 444万3429株 第一種優先株式 133万5771株 平成27年 2月25日変更 平成27年 3月 9日登記
	発行済株式の総数 444万3429株 各種の株式の数 普通株式 444万3429株 平成27年 2月25日変更 平成27年 3月 9日登記
	発行済株式の総数 473万4854株 各種の株式の数 普通株式 473万4854株 平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 559万9626株 各種の株式の数 普通株式 559万9626株 平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 586万1389株 各種の株式の数 普通株式 586万1389株 平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記

	発行済株式の総数 586万1389株	平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記
株券を発行する旨の定め	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月29日変更 平成27年 4月 1日廃止	平成18年 7月12日登記 平成27年 4月 1日登記
資本金の額	金1772億5121万6500円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 1144万4229株 第一種優先株式 133万5771株 I. 第一種優先配当金 1. 当会社は、定款第40条第1項に定める期末配当をするときは、毎年6月30日までに、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき下記2に定める額の配当金（以下「第一種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該事業年度において、下記5に定める第三種優先中間配当金の全部若しくは一部が支払われたときは、その支払額の総額を控除した額とする。 2. 平成25年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度については、第一種優先配当金は、無配とする。平成25年4月1日に開始する事業年度以降については、第一種優先配当金の額は、31万4426円に、0.12に当該事業年度に係る基準金利を加えた率（以下「優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。 基準金利とは、各事業年度につき、当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間午前11時現在のレートとしてロイター・スクリーンのイズダ日本円ベンチマークレート1ページに表示される、期間5年の円スワップレート（百分率で表現される。）を意味する（当該ページが置き換えられ若しくは当該サービスが利用可能でなくなった場合は、当会社は適切なレートを表示する他のページ又はサービスを合理的に定めることができる。）。ただし、期間5年の円スワップレートを定めることができないときは、当会社に対して参照銀行の全部又は一部が当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間正午までに提示する代替金利を基準として当会社が定める率をもって、当該事業年度に係る基準金利とする。 なお、本項において、参照銀行とは、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行若しくは株式会社三菱東京UFJ銀行又は当会社が合理的に決定するその他の銀行を意味し、代替金利とは、国際スワップ派生商品協会発行の2000イズダ定義集（2000年6月版）の別紙における「日本円ティーエスアール参照銀行」という語の定義において言及されている「ミッドマーケットセミアニュアルスワップレート」を意味する。 3. ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第一種優先累	

積未払配当金」という。)については、翌事業年度以降第一種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立ち、これを第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う。

4. 第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当を行わない。
5. 当社は、定款第40条第2項に定める中間配当を行うときは、毎年12月末日までに、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき当該事業年度における第一種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

II. 残余財産の分配

1. 当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額を支払う。第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該残余財産の分配が行われる日（本項において「残余財産分配日」という。）の属する事業年度の初日（又は、残余財産の分配が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から残余財産分配日までの経過日数を乗じ、3.65で除して算出した額をいう。

III. 議決権

第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

IV. 第一種優先株式についての取得条項に関する定め

1. 当社は、取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条第2項に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）を限度として、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者の意思にかかわらず第一種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに金銭を交付すること（以下「強制償還」という。）ができる。かかる強制償還を行う場合、当社は、法令で定める日又は当該強制償還を行う日の45日前の日のいずれか早く到来する日までに、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、強制償還を行う旨を通知するものとする。
一部償還（「償還」とは、取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下、同じ。）の場合は、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。
償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。
2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該強制償還が行われる日（本項において「強制償還日」という。）の属する事業年度の初日（又は、当該強制償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から強制償

還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

V. 第一種優先株式についての取得請求権に関する定め

1. 第一種優先株主は、下記第(1)号乃至第(7)号所定の事由(以下「償還事由」という。)のいずれかが生じたときは、分配可能額を限度として第一種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当会社はかかる償還請求がなされてから45日(ただし、最終日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)以内に、法令の定めに従い償還手続を行うものとする。ただし、償還事由の発生に伴い第一種優先株式の償還義務が発生した場合であっても、これにかかる償還金の支払は、当該償還事由が下記第(4)号に定めるものである場合を除き、優先借入債務(下記第(3)号に定義する。)の全額につき当会社及びその関連会社が免責(優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第(4)号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換え又はオフバランス化による免責を除く。)されるまで延期され、優先借入債務の弁済に劣後する。

償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び(平成25年4月1日に開始する事業年度以降については)次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。

分配可能額が、償還請求のあった第一種優先株式の数に償還価額を乗じた額に満たず、償還請求のあった第一種優先株式をすべて償還することができないときは、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。

- (1) 以下のいずれかの事態が発生すること(ただし、(a)「エスピーエム担保」(当会社、保証人としての当会社の子会社及び信託受託者としてのみずほ信託銀行株式会社(以下「本件貸主」という。))との間の平成18年11月28日付「エスピーエムローンアグリーメント」(当会社、BBモバイル株式会社(以下「BBモバイル」という。))及びVODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V.との間の平成18年11月28日付「デットアサンプション、アmendメント、リステートメントアグリーメント」第2条に基づき交付された同契約の内容による。以下「本件ローン契約」という。)において定義される。)の設定、及び/又は(b)エスピーエム担保の実行(本件ローン契約に基づきエスピーエム担保の担保権者が当会社又はBBモバイルの株主名簿に株主として記載され又は記録されることを含むが、これに限られない。)又は本件貸主による「条件付の貸主の権利」(本件ローン契約において定義される。)の本件ローン契約に従った行使による場合を除く。)

- ①ソフトバンク株式会社が直接的に保有する同社の100%子会社であるモバイルテック株式会社株式に係る議決権の数がモバイルテック株式会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社がモバイルテック株式会社の取締役の過半数を直接的に指名する権利を失うこと
- ②ソフトバンク株式会社が間接的に保有するBBモバイルに係る議決権の数が当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的にBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ③ソフトバンク株式会社が間接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的に当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ④モバイルテック株式会社が直接的に保有するBBモバイル株式に係る議決権

の数が、BBモバイル株式の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はモバイルテック株式会社がBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと

⑤ BBモバイルが直接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社のすべての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はBBモバイルが当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと

(2) 一般的に認知された証券取引所における、BBモバイルの普通株式若しくはその他の株式、モバイルテック株式会社の株式又は当会社の株式の上場(当該株式の証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場への登録その他証券取引所での取引に類似する形態で取引される状態に至ること(外国においてかかる状態に至ることを含む。))を含む。

(3) 優先借入債務(当会社及びその関連会社が(i)「エスピーエムファインディングドキュメント」(本件ローン契約において定義される。)に関して「ファイナンス当事者」(本件ローン契約において定義される。)に対して負担する一切の債務、又は(ii)後発資金調達に関して当該後発資金調達における貸主その他関係当事者との間で締結するローン契約その他の文書に関して、当該後発資金調達における貸主その他関係当事者に対して負担する一切の債務をいう。)の全額につき当会社及びその関連会社が免責されること(優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第(4)号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換えによる免責を除く。)。なお、「後発資金調達」とは、当会社又はその子会社による債務性の資金調達(ただし、①当会社の子会社、②ソフトバンク株式会社、又は③当会社若しくはその子会社又はソフトバンク株式会社の関連会社からの資金調度を除く。以下、本号において「新資金調達」という。)であって、当該新資金調達に係る手取金を(a)本件ローン契約に基づく借入債務(又は本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務)の全部又は一部の借換え若しくはオフバランス化、又は(b)かかる借換え若しくはオフバランス化に関連する手数料、期限前弁済に係るプレミアム、ヘッジコスト(ヘッジ取引の解消に関連するコストを含む。)又はその他かかる借換え若しくはオフバランス化のために若しくはこれに起因して発生する費用又は支出(以下「関連費用」という。)の支払いに充てるためものをいう。ただし、当該新資金調達の直後において、当該新資金調達に基づく当会社及びその子会社の負担する債務の総額が、本件ローン契約に基づく債務及び本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務と合わせて、下記の金額の合計を超える場合には、当該新資金調達は後発資金調度を構成しない。

ア. 当該資金調達の直前において、当会社及びその子会社が、本件ローン契約及び本号における後発資金調達の定義に該当する資金調達に基づき負担する債務の総額

イ. VODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V.、ヤフー株式会社、当会社、ソフトバンク株式会社との間の平成18年11月28日付「ヴィエフアイエイチサポーディネーションアグリーメント」において「シニアヘッドルームアマウント」として定義される金額

ウ. 関連費用の金額

(4) 本件ローン契約に基づく借入債務又は後発資金調達に基づく債務の全部又は一部の借換え又はオフバランス化であって、①当該借換え又はオフバランス化に基づく債務の弁済期が平成31年11月10日(東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行っていない場合には、翌日以降の日であって東京、ロンドン及びニューヨーク所在

の民間銀行が同日において決済業務を行う最初の日。以下「最終償還日」という。) (又は、当該借換え又はオフバランス化の対象である本件ローン契約若しくは後発資金調達に基づく債務の最終償還期日が最終償還日よりも前に到来する日である場合には、当該最終償還期日)よりも遅く到来するもの、又は②その他BBモバイルの第一種優先株式を保有するBBモバイル株主の利益を害すると合計でBBモバイルの第一種優先株式の過半数を有する単数又は複数のBBモバイル株主が合理的に判断する条件によるもの

(5) ①第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金の支払いが株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日(第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。)から30日以内になされないこと、又は②当社が第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと

(6) ①BBモバイルの第一回第一種優先株式に係る第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金の支払いがBBモバイルの株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日(第一回第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一回第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。)から30日以内になされないこと、又は②BBモバイルが同社の第一回第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと

(7) 第一種優先株主がその保有する第一種優先株式に関して追加的な税金を支払うことを要求され、又はそのように要求される実質的な可能性がある、当会社又はBBモバイルが当事者となる合併、株式交換、株式移転、営業の全部若しくは実質的に全部の譲渡、又は当会社又はBBモバイルの資産の全部の若しくは実質的に全部の譲渡、その他当会社又はBBモバイルを当事者とする組織再編行為

2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該償還が行われる日(本項において「償還日」という。)の属する事業年度の初日(又は、当該償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日)から償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

平成22年 6月29日変更 平成22年 7月12日登記

普通株式 1144万4229株

第一種優先株式 133万5771株

1. 第一種優先配当金

1. 当会社は、定款第40条第1項に定める期末配当をするときは、毎年6月30日までに、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、同年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき下記2に定める額の配当金(以下「第一種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当

該事業年度において、下記5に定める第一種優先中間配当金の全部若しくは一部が支払われた場合及び下記6に定める第一種優先期中配当金が支払われた場合における第一種優先株式1株あたりの本項に基づく支払額は、第一種優先配当金の額から、下記5及び下記6に基づき支払われた第一種優先株式1株あたりの配当金の額を控除した額とする。

2. 平成25年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度については、第一種優先配当金は、無配とする。平成25年4月1日に開始する事業年度以降については、第一種優先配当金の額は、31万4426円に、0.12に当該事業年度に係る基準金利を加えた率（以下「優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。

基準金利とは、各事業年度につき、当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間午前11時現在のレートとしてロイター・スクリーンのイズダ日本円ベンチマークレート1ページに表示される、期間5年の円スワップレート（百分率で表現される。）を意味する（当該ページが置き換えられ若しくは当該サービスが利用可能でなくなった場合は、当社は適切なレートを表示する他のページ又はサービスを合理的に定めることができる。）。ただし、期間5年の円スワップレートを定めることができないときは、当会社に対して参照銀行の全部又は一部が当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間正午までに提示する代替金利を基準として当会社が定める率をもって、当該事業年度に係る基準金利とする。

なお、本項において、参照銀行とは、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行若しくは株式会社三菱東京UFJ銀行又は当会社が合理的に決定するその他の銀行を意味し、代替金利とは、国際スワップ派生商品協会発行の2000イズダ定義集（2000年6月版）の別紙における「日本円ディーエスアール参照銀行」という語の定義において言及されている「ミッドマーケットセミアニュアルスワップレート」を意味する。

3. ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第一種優先累積未払配当金」という。）については、翌事業年度以降第一種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立ち、これを第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う。

4. 第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

5. 当社は、定款第40条第2項に定める中間配当を行うときは、毎年12月末日までに、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき当該事業年度における第一種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において、中間配当に先立ち下記6に定める第一種優先期中配当金が支払われた場合における第一種優先株式1株あたりの本項に基づく支払額は、第一種優先中間配当金の額から、下記6に基づき支払われた第一種優先株式1株あたりの配当金の額を控除した額とする。

6. 当社は、定款第40条第3項の定めに従い配当を行うときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、上記2に定める第一種優先配当金の額（当該事業年度において、既に本項に基づく配当又は上記5に基づく中間配当がなされた場合は、それらの配当において、第一種優先株式1株につき支払われた配当金の額を、第一種優先配当金の額から控除し

た額)を上限として決定された額の金銭(「第一種優先期中配当金」という。)を支払う。

II. 残余財産の分配

1. 当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び(平成25年4月1日に開始する事業年度以降については)次項に定める経過配当金相当額を加えた額を支払う。第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該残余財産の分配が行われる日(本項において「残余財産分配日」という。)の属する事業年度の初日(又は、残余財産の分配が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日)から残余財産分配日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

III. 議決権

第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

IV. 第一種優先株式についての取得条項に関する定め

1. 当社は、取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条第2項に定める分配可能額(以下「分配可能額」という。)を限度として、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者の意思にかかわらず第一種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに金銭を交付すること(以下「強制償還」という。)ができる。かかる強制償還を行う場合、当社は、法令で定める日又は当該強制償還を行う日の45日前の日のいずれか早く到来する日までに、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、強制償還を行う旨を通知するものとする。

一部償還(「償還」とは、取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下、同じ。)の場合は、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。

償還額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び(平成25年4月1日に開始する事業年度以降については)次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。

2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該強制償還が行われる日(本項において「強制償還日」という。)の属する事業年度の初日(又は、当該強制償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日)から強制償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

V. 第一種優先株式についての取得請求権に関する定め

1. 第一種優先株主は、下記第(1)号乃至第(7)号所定の事由(以下「償還事由」という。)のいずれかが生じたときは、分配可能額を限度として、第一種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社はかかる償還請求がなされてから45日(ただし、最終日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)以内に、法令の定めに従い償還手続を行うものとする。ただし、償還事由の発生に伴い第一種優先株式の償還義務が発生した場合であっても、これにかかる償還金の支払は、当該償還事由が下記第(4)号に定めるものである場合を除き、優先借入債務(下記第(3)

号に定義する。)の全額につき当会社及びその関連会社が免責(優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第(4)号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換え又はオフバランス化による免責を除く。)されるまで延期され、優先借入債務の弁済に劣後する。

償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び(平成25年4月1日に開始する事業年度以降については)次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。

分配可能額が、償還請求のあった第一種優先株式の数に償還価額を乗じた額に満たず、償還請求のあった第一種優先株式をすべて償還することができないときは、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。

- (1) 以下のいずれかの事態が発生すること(ただし、(a)「エスピーエム担保」(当会社、保証人としての当会社の子会社及び信託受託者としてのみずほ信託銀行株式会社(以下「本件貸主」という。)との間の平成18年11月28日付「エスピーエムローンアグリーメント」(当会社、BBモバイル株式会社(以下「BBモバイル」という。)及びVODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V.との間の平成18年11月28日付「デットアサンプション、アmendメント、リステートメントアグリーメント」第2条に基づき交付された同契約の内容による。以下「本件ローン契約」という。)において定義される。)の設定及び/又は(b)エスピーエム担保の実行(本件ローン契約に基づきエスピーエム担保の担保権者が当会社又はBBモバイルの株主名簿に株主として記載され又は記録されることを含むが、これに限られない。)又は本件貸主による「条件付の貸主の権利」(本件ローン契約において定義される。)の本件ローン契約に従った行使による場合を除く。)

- ①ソフトバンク株式会社が直接的に保有する同社の100%子会社であるモバイルテック株式会社株式に係る議決権の数がモバイルテック株式会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社がモバイルテック株式会社の取締役の過半数を直接的に指名する権利を失うこと
- ②ソフトバンク株式会社が間接的に保有するBBモバイルに係る議決権の数が当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的にBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ③ソフトバンク株式会社が間接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的に当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ④モバイルテック株式会社が直接的に保有するBBモバイル株式に係る議決権の数が、BBモバイル株式の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はモバイルテック株式会社がBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ⑤BBモバイルが直接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社のすべての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はBBモバイルが当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと

- (2) 一般的に認知された証券取引所における、BBモバイルの普通株式若しくはその他の株式、モバイルテック株式会社の株式又は当会社の株式の上場(当該株式の証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場への登録その他証券取引所での取引に類似する形態で取引される状態に至ること(外国

においてかかる状態に至ることを含む。)を含む。

(3) 優先借入債務(当会社及びその関連会社が(i)「エスビーエムファウンディングドキュメント」(本件ローン契約において定義される。)に関して「ファイナンス当事者」(本件ローン契約において定義される。)に対して負担する一切の債務、又は(ii)後発資金調達に関して当該後発資金調達における貸主その他関係当事者との間で締結するローン契約その他の文書に関して、当該後発資金調達における貸主その他関係当事者に対して負担する一切の債務をいう。)の全額につき当会社及びその関連会社が免責されること(優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第(4)号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換えによる免責を除く。)。なお、「後発資金調達」とは、当会社又はその子会社による債務性の資金調達(ただし、①当会社の子会社、②ソフトバンク株式会社、又は③当会社若しくはその子会社又はソフトバンク株式会社の関連会社からの資金調度を除く。以下、本号において「新資金調達」という。)であって、当該新資金調達に係る手取金を(a)本件ローン契約に基づく借入債務(又は本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務)の全部又は一部の借換え若しくはオフバランス化、又は(b)かかる借換え若しくはオフバランス化に関連する手数料、期限前弁済に係るプレミアム、ヘッジコスト(ヘッジ取引の解消に関連するコストを含む。)又はその他かかる借換え若しくはオフバランス化のために若しくはこれに起因して発生する費用又は支出(以下「関連費用」という。)の支払に充てるためものをいう。ただし、当該新資金調達の直後において、当該新資金調達に基づく当会社及びその子会社の負担する債務の総額が、本件ローン契約に基づく債務及び本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務と合わせて、下記の金額の合計を超える場合には、当該新資金調達は後発資金調度を構成しない。

ア. 当該資金調達の直前において、当会社及びその子会社が、本件ローン契約及び本号における後発資金調達の定義に該当する資金調達に基づき負担する債務の総額

イ. VODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V.、ヤフー株式会社、当会社、ソフトバンク株式会社との間の平成18年11月28日付「グイエフアイエイチサポーディネーションアグリーメント」において「シニアヘッドルームアマウント」として定義される金額

ウ. 関連費用の金額

(4) 本件ローン契約に基づく借入債務又は後発資金調達に基づく債務の全部又は一部の借換え又はオフバランス化であって、①当該借換え又はオフバランス化に基づく債務の弁済期が平成31年11月10日(東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行っていない場合には、翌日以降の日であって東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行う最初の日。以下「最終償還日」という。)(又は、当該借換え又はオフバランス化の対象である本件ローン契約若しくは後発資金調達に基づく債務の最終償還期日が最終償還日より前に到来する日である場合には、当該最終償還期日より遅く到来するもの、又は②その他BBモバイルの第一種優先株式を保有するBBモバイル株主の利益を害すると合計でBBモバイルの第一種優先株式の過半数を有する単数又は複数のBBモバイル株主が合理的に判断する条件によるもの

(5) ①第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金の支払いが株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払

期日（第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。）から30日以内になされないこと、又は②当会社が第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと

(6) ①BBモバイルの第一回第一種優先株式に係る第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金の支払いがBBモバイルの株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日（第一回第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一回第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。）から30日以内になされないこと、又は②BBモバイルが同社の第一回第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと

(7) 第一種優先株主がその保有する第一種優先株式に関して追加的な税金を支払うことを要求され、又はそのように要求される実質的な可能性がある当会社又はBBモバイルが当事者となる合併、株式交換、株式移転、営業の全部若しくは実質的に全部の譲渡、又は当会社又はBBモバイルの資産の全部の若しくは実質的に全部の譲渡、その他当会社又はBBモバイルを当事者とする組織再編行為

2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該償還が行われる日（本項において「償還日」という。）の属する事業年度の初日（又は、当該償還が事業年度の正半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

平成26年 3月25日変更 平成26年 3月28日登記

普通株式 1144万4229株

第一種優先株式 133万5771株

1. 第一種優先配当金

1. 当会社は、定款第40条第1項に定める期末配当をするときは、毎年6月30日までに、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき下記2に定める額の配当金（以下「第一種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該事業年度において、下記5に定める第一種優先中間配当金の全部若しくは一部が支払われた場合及び下記6に定める第一種優先期中配当金が支払われた場合における第一種優先株式1株あたりの本項に基づく支払額は、第一種優先配当金の額から、下記5及び下記6に基づき支払われた第一種優先株式1株あたりの配当金の額を控除した額とする。

2. 平成25年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度については、第一種優先配当金は、無配とする。平成25年4月1日に開始する事業年度以降については、第一種優先配当金の額は、31万4426円に、0.12に当該事業年度に係る基準金利を加えた率（以下「優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。

基準金利とは、各事業年度につき、当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間午前11時現在のレートとしてロイター・スクリーンのイズダ日本円ベンチマークレート1ページに表示される、期間5年の円スワップレート（百分率で表現される。）を意味する（当該ページが置き換えられ若しくは当該サービスが利用可能でなくなった場合は、当社は適切なレートを表示する他のページ又はサービスを合理的に定めることができる。）。ただし、期間5年の円スワップレートを定めることができないときは、当会社に対して参照銀行の全部又は一部が当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間正午までに提示する代替金利を基準として当会社が定める率をもって、当該事業年度に係る基準金利とする。なお、本項において、参照銀行とは、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行若しくは株式会社三菱東京UFJ銀行又は当会社が合理的に決定するその他の銀行を意味し、代替金利とは、国際スワップ派生商品協会発行の2000イズダ定義集（2000年6月版）の別紙における「日本円ディーエスアール参照銀行」という語の定義において言及されている「ミッドマーケットセミアニュアルスワップレート」を意味する。

3. ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第一種優先累積未払配当金」という。）については、翌事業年度以降第一種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立ち、これを第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う。
4. 第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当を行わない。
5. 当会社は、定款第40条第2項に定める中間配当を行うときは、毎年12月末日までに、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき当該事業年度における第一種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において、中間配当に先立ち下記6に定める第一種優先期中配当金が支払われた場合における第一種優先株式1株あたりの本項に基づく支払額は、第一種優先中間配当金の額から、下記6に基づき支払われた第一種優先株式1株あたりの配当金の額を控除した額とする。
6. 当会社は、定款第40条第3項の定めに従い配当を行うときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、上記2に定める第一種優先配当金の額（当該事業年度において、既に本項に基づく配当又は上記5に基づく中間配当がなされた場合は、それらの配当において、第一種優先株式1株につき支払われた配当金の額を、第一種優先配当金の額から控除した額）を上限として決定された額の金銭（「第一種優先期中配当金」という。）を支払う。

II. 残余財産の分配

1. 当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額を支払う。第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過

配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該残余財産の分配が行われる日（本項において「残余財産分配日」という。）の属する事業年度の初日（又は、残余財産の分配が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から残余財産分配日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

III. 議決権

第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

IV. 第一種優先株式についての取得条項に関する定め

1. 当社は、取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条第2項に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）を限度として、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者の意思にかかわらず第一種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに金銭を交付すること（以下「強制償還」という。）ができる。かかる強制償還を行う場合、当社は、法令で定める日又は当該強制償還を行う日の45日前の日のいずれが早く到来する日までに、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、強制償還を行う旨を通知するものとする。

一部償還（「償還」とは、取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下、同じ。）の場合は、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。

償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。

2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該強制償還が行われる日（本項において「強制償還日」という。）の属する事業年度の初日（又は、当該強制償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から強制償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

V. 第一種優先株式についての取得請求権に関する定め

1. 第一種優先株主は、下記第（1）号乃至第（7）号所定の事由（以下「償還事由」という。）のいずれかが生じたときは、分配可能額を限度として、第一種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社はかかる償還請求がなされてから45日（ただし、最終日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）以内に、法令の定めに従い償還手続を行うものとする。ただし、償還事由の発生に伴い第一種優先株式の償還義務が発生した場合であっても、これにかかる償還金の支払は、当該償還事由が下記第（4）号に定めるものである場合を除き、優先借入債務（下記第（3）号に定義する。）の全額につき当公司及びその関連会社が免責（優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第（4）号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換え又はオフバランス化による免責を除く。）されるまで延期され、優先借入債務の弁済に劣後する。

償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。

分配可能額が、償還請求のあった第一種優先株式の数に償還価額を乗じた

額に満たず、償還請求のあった第一種優先株式をすべて償還することができないときは、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。

- (1) 以下のいずれかの事態が発生すること（ただし、(a)「エスピーエム担保」（当会社、保証人としての当会社の子会社及び信託受託者としてのみずほ信託銀行株式会社（以下「本件貸主」という。）との間の平成18年11月28日付「エスピーエムローンアグリーメント」（当会社、BBモバイル株式会社（以下「BBモバイル」という。）及びVODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B. V. との間の平成18年11月28日付「デットアサンプション、アmendメント、リステートメントアグリーメント」第2条に基づき交付された同契約の内容による。以下「本件ローン契約」という。）において定義される。）の設定、及び/又は(b)エスピーエム担保の実行（本件ローン契約に基づきエスピーエム担保の担保権者が当会社又はBBモバイルの株主名簿に株主として記載され又は記録されることを含むが、これに限られない。）又は本件貸主による「条件付の貸主の権利」（本件ローン契約において定義される。）の本件ローン契約に従った行使による場合を除く。）
- ①ソフトバンク株式会社が直接的に保有する同社の100%子会社であるモバイルテック株式会社株式に係る議決権の数がモバイルテック株式会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社がモバイルテック株式会社の取締役の過半数を直接的に指名する権利を失うこと
- ②ソフトバンク株式会社が間接的に保有するBBモバイルに係る議決権の数が当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的にBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ③ソフトバンク株式会社が間接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的に当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ④モバイルテック株式会社が直接的に保有するBBモバイル株式に係る議決権の数が、BBモバイル株式の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はモバイルテック株式会社がBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ⑤BBモバイルが直接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社のすべての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はBBモバイルが当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- (2) 一般的に認知された証券取引所における、BBモバイルの普通株式若しくはその他の株式、モバイルテック株式会社の株式又は当会社の株式の上場（当該株式の証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場への登録その他証券取引所での取引に類似する形態で取引される状態に至ること（外国においてかかる状態に至ることを含む。）を含む。）
- (3) 優先借入債務（当会社及びその関連会社が(i)「エスピーエムファインディングドキュメント」（本件ローン契約において定義される。）に関して「ファイナンス当事者」（本件ローン契約において定義される。）に対して負担する一切の債務、又は(ii)後発資金調達に関して当該後発資金調達における貸主その他関係当事者との間で締結するローン契約その他の文書に関して、当該後発資金調達における貸主その他関係当事者に対して負担する一切の債務をいう。）の全額につき当会社及びその関連会社が免責されること（優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責

の原因を問わないが、下記第(4)号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換えによる免責を除く。)。なお、「後発資金調達」とは、当会社又はその子会社による債務性の資金調達(ただし、①当会社の子会社、②ソフトバンク株式会社、又は③当会社若しくはその子会社又はソフトバンク株式会社の関連会社からの資金調達を除く。以下、本号において「新資金調達」という。)であって、当該新資金調達に係る手取金を(a)本件ローン契約に基づく借入債務(又は本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務)の全部又は一部の借換え若しくはオフバランス化、又は(b)かかる借換え若しくはオフバランス化に関連する手数料、期限前弁済に係るプレミアム、ヘッジコスト(ヘッジ取引の解消に関連するコストを含む。)又はその他かかる借換え若しくはオフバランス化のために若しくはこれに起因して発生する費用又は支出(以下「関連費用」という。)の支払いに充てるためのものをいう。ただし、当該新資金調達の直後において、当該新資金調達に基づく当会社及びその子会社の負担する債務の総額が、本件ローン契約に基づく債務及び本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務と合わせて、下記の金額の合計を超える場合には、当該新資金調達は後発資金調達を構成しない。

ア. 当該資金調達の直前において、当会社及びその子会社が、本件ローン契約及び本号における後発資金調達の定義に該当する資金調達に基づき負担する債務の総額

イ. VODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V. ヤフー株式会社、当会社、ソフトバンク株式会社との間の平成18年11月28日付「ヴィエフアイエイチサポ=ディネーションアグリーメント」において「シニアヘッドルームアマウント」として定義される金額

ウ. 関連費用の金額

(4) 本件ローン契約に基づく借入債務又は後発資金調達に基づく債務の全部又は一部の借換え又はオフバランス化であって、①当該借換え又はオフバランス化に基づく債務の弁済期が平成31年11月10日(東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行っていない場合には、翌日以降の日であって東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行う最初の日。以下「最終償還日」という。)(又は、当該借換え又はオフバランス化の対象である本件ローン契約若しくは後発資金調達に基づく債務の最終償還期日が最終償還日よりも前に到来する日である場合には、当該最終償還期日)よりも遅く到来するもの、又は②その他BBモバイルの第一種優先株式を保有するBBモバイル株主の利益を害すると合計でBBモバイルの第一種優先株式の過半数を有する単数又は複数のBBモバイル株主が合理的に判断する条件によるもの

(5) ①第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金の支払いが株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日(第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。)から30日以内になされないこと、又は②当会社が第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと

(6) ①BBモバイルの第一回第一種優先株式に係る第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金の支払いがBBモバイルの株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日(第一回第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一回第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	12月末日とする。)から30日以内になされないこと、又は②BBモバイルが同社の第一回第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと (7) 第一種優先株主がその保有する第一種優先株式に関して追加的な税金を支払うことを要求され、又はそのように要求される実質的な可能性がある、当会社又はBBモバイルが当事者となる合併、株式交換、株式移転、営業の全部若しくは実質的に全部の譲渡、又は当会社又はBBモバイルの資産の全部の若しくは実質的に全部の譲渡、その他当会社又はBBモバイルを当事者とする組織再編行為 2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該償還が行われる日(本項において「償還日」という。)の属する事業年度の初日(又は、当該償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日)から償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。 VI. 第一種優先株式についての株式を対価とする取得請求権に関する定め 第一種優先株主はいつでも、当会社に対して、その有する第一種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、第一種優先株式1株当たり普通株式0.263株を、当該第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、当該交付にあたり、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。 平成27年 2月25日変更 平成27年 3月 9日登記
	平成27年 4月 1日廃止 平成27年 4月 1日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

役員に関する事項	取締役	孫 正 義	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
	取締役	孫 正 義	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	孫 正 義	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	取締役	孫 正 義	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
	取締役	孫 正 義	平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 1日登記
	取締役	宮 内 謙	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
	取締役	宮 内 謙	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	取締役	宮 川 潤 一	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
			平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記
			平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	取締役	宮 川 潤 一	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
			平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 1日登記
	取締役	笠 井 和 彦	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
	取締役	笠 井 和 彦	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	笠 井 和 彦	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
			平成25年10月21日死亡
			平成25年10月29日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	<u>取締役</u>	<u>後 藤 芳 光</u>	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>後 藤 芳 光</u>	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>後 藤 芳 光</u>	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>後 藤 芳 光</u>	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>後 藤 芳 光</u>	平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 11日登記
	<u>取締役</u>	<u>喜 多 埜 裕 明</u>	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
			平成24年 6月26日退任
			平成24年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 本 徹 三</u>	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
			平成24年 6月26日退任
			平成24年 7月10日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

COPY	取締役	藤原和彦	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
			平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記
			平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
			平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
	取締役	藤原和彦	平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 1日登記
	取締役	阿多親市	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
			平成24年 6月26日退任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	久木田修一	平成24年 6月26日就任
			平成24年 7月10日登記
	取締役	久木田修一	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	取締役	久木田修一	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
	取締役	久木田修一	平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 1日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	取締役	榎 葉 淳	平成24年 6月26日就任
			平成24年 7月10日登記
			平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
			平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
	取締役	榎 葉 淳	平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 1日登記
	取締役	今 井 康 之	平成24年 6月26日就任
			平成24年 7月10日登記
			平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
平成26年 6月24日重任			
平成26年 7月 8日登記			
取締役	今 井 康 之	平成27年 6月18日重任	
		平成27年 7月 1日登記	
取締役	エ リ ッ ク ・ ガ ン	平成26年11月 1日就任	
		平成26年11月10日登記	
		平成27年 6月18日重任	
		平成27年 7月 1日登記	

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

東京都港区麻布台一丁目4番2-301号 代表取締役 孫 正義	平成23年 6月28日重任
	平成23年 7月 4日登記
	平成24年 6月26日重任
	平成24年 7月10日登記
	平成25年 6月25日重任
	平成25年 7月 9日登記
	平成26年 6月24日重任
	平成26年 7月 8日登記
	平成27年 6月18日重任
	平成27年 7月 1日登記
千葉県市川市市川三丁目36番13号 代表取締役 宮 内 謙	平成23年 6月28日重任
	平成23年 7月 4日登記
	平成24年 6月26日重任
	平成24年 7月10日登記
	平成25年 6月25日重任
	平成25年 7月 9日登記
	平成26年 6月24日重任
	平成26年 7月 8日登記
	平成27年 6月18日重任
	平成27年 7月 1日登記
監査役 笠 原 諄 一 (社外監査役)	平成23年 6月28日重任
	平成23年 7月 4日登記
	平成27年 6月18日退任
	平成27年 7月 1日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

<u>監査役</u> <u>片 貝 義 人</u>	平成23年 6月28日重任
	平成23年 7月 4日登記
	平成26年 6月24日辞任
	平成26年 7月 8日登記
<u>監査役</u> <u>今 井 一 彦</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月28日就任
	平成23年 7月 4日登記
	平成26年 6月24日辞任
	平成26年 7月 8日登記
<u>監査役</u> <u>松 山 彰</u>	平成23年 6月28日就任
	平成23年 7月 4日登記
<u>監査役</u> <u>松 山 彰</u>	平成27年 6月18日重任
	平成27年 7月 1日登記
<u>監査役</u> <u>齋 藤 隆 嘉</u> <u>(社外監査役)</u>	平成26年 6月24日就任
	平成26年 7月 8日登記
	平成27年 6月18日退任
	平成27年 7月 1日登記
<u>監査役</u> <u>君 和 田 和 子</u> <u>(社外監査役)</u>	平成26年 6月24日就任
	平成26年 7月 8日登記
<u>監査役</u> <u>君 和 田 和 子</u> <u>(社外監査役)</u>	平成27年 6月18日重任
	平成27年 7月 1日登記
<u>監査役</u> <u>佐 田 俊 樹</u> <u>(社外監査役)</u>	平成27年 4月 1日就任
	平成27年 4月 1日登記
	平成27年 6月18日辞任
	平成27年 7月 1日登記
<u>監査役</u> <u>村 田 龍 宏</u> <u>(社外監査役)</u>	平成27年 4月 1日就任
	平成27年 4月 1日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	監査役	甲 田 修 三	平成27年 6月18日就任
			平成27年 7月 1日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月28日重任
			平成23年 7月 4日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年 6月26日重任
			平成24年 7月10日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成25年 6月25日重任
			平成25年 7月 9日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 8日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成27年 6月18日重任
			平成27年 7月 1日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成19年 6月22日変更 平成19年 6月28日登記		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	1. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。 平成19年 6月22日変更 平成19年 6月28日登記		
吸収合併	平成27年4月1日東京都港区東新橋一丁目9番1号ソフトバンクBB株式会社を合併 平成27年 4月 1日登記		
	平成27年4月1日東京都港区東新橋一丁目9番1号ソフトバンクテレコム株式会社を合併 平成27年 4月 1日登記		

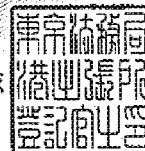
東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	平成27年4月1日東京都港区東新橋一丁目9番2号ワイモバイル株式会社を合併 平成27年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成19年 6月22日設定 平成19年 6月28日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成19年 6月22日設定 平成19年 6月28日登記
指名委員会等設置会社に関する事項	平成19年 6月22日廃止 平成19年 6月28日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成15年12月10日東京都中央区八丁堀四丁目7番1号から本店移転 平成15年12月18日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成27年 7月 6日
東京法務局港出張所
登記官

加 藤 聡



整理番号 7066651

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT

28/28

RECORDED: 07/31/2015

REEL: 036242 FRAME: 0401